

3市3町共同事業
親による婚活 vol.11

独身者の親が異性のプロフィールを持ち帰り、オンラインお見合いにつなげるイベントを開催します。

▼日時 9月3日(金)10時～16時

▼場所 道後温泉 ふなや
(松山市道後湯之町1-33)

▼対象者 20～45歳くらいの独身の子を持つ親で、自身が松前町、松山市、伊予市、東温市、久万高原町、砥部町に在住しているか、子が同市町に在住または在勤している人。

▼定員 男女の親各10人(応募多数の場合は抽選)

▼料金 1500円

▼申し込み方法 はがき、FAXかメールで、次の内容を記載して申し込んでください。

①イベント名「親による婚活 vol.11」
②参加する親の氏名、ふりがな、年齢、郵便番号、住所、電話番号
③子の氏名、ふりがな、性別、年齢、住所

※事前に本人の同意を得てください。

▼締め切り 8月16日(月)

▼申込先・問い合わせ
〒790-0067
松山市大手町2丁目5番7号
えひめ結婚支援センター
☎933-5596
FAX 947-4251
メール meguriai@msc-hime.jp

不育症検査の費用を助成します

研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据えて先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成します。

※助成対象となる検査・医療機関や申請書類など詳細は、県ホームページ(次のQRコード)を確認してください。

▼対象者 2回以上の流産、死産をしたことがある人

▼助成金額 自己負担額(1回の検査につき5万円を上限)

▼申請期限 令和4年3月31日(木)

※期限までに申請書類が提出できない場合は、期限の一週間前までに必ず保健所にご相談ください。※申請は検査終了後、速やかに行ってください。

▼申請先・問い合わせ
県中予保健所健康増進課
☎909-8757



愛媛県食品表示ウォッチャー募集

食品販売店舗での食品表示の適正化を図るため、地域でモニター活動を行う愛媛県食品表示ウォッチャーを募集します。

▼活動内容 食品の品質表示状況のモニター活動と報告(月1回)、不適正な食品表示の通報

▼募集人数 100人

※人口に応じて市町ごとに配置

消費者力UP通信

通信販売の定期購入トラブルが急増!

【相談事例】
ネット通販で、「6回の定期購入で初回限定980円」という脱毛クリームを注文した。「商品発送日の10日前までに電話をすればいつでも解約可能」と記載があったので、2回目からは解約しようと思い電話をかけたが、全くつながらない。

- 【アドバイス】
- 契約内容が後から確認できるように、広告や注文画面を保存しておきましょう。
 - 一方的に受け取り拒否、返品や支払い放棄をしても、解約にはなりません。
 - メール、FAXや郵便などで解約の意思を伝えることができます。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!
相談は秘密厳守で、匿名でもできます。お気軽にどうぞ!
情報提供も受付中です。



消費生活相談員 武田 咲枝

▷消費者ホットライン
☎188 (9時～17時)

▷消費生活相談窓口(産業課内)
☎985-4120 FAX 985-4147

海上保安大学校学生採用試験

令和3年度海上保安大学校学生採用試験(令和4年4月入学)を、次の日程で実施します。

▼第一次試験
10月30日(土)、31日(日)
合格発表 12月10日(金)

▼第二次試験
12月17日(金)
合格発表 令和4年1月20日(木)



ひとり親家庭対象 パソコン技能取得講座

▼日程 9月16日(木)から令和4年2月10日(木)まで、毎週木曜日の9時～16時(全18回)

※10月7日、12月30日、1月6日、2月3日を除く。

▼対象 ひとり親家庭の親か子、寡婦で、全日程出席できる人

▼定員 10人(応募多数の場合は選考して決定)

▼受講料 無料(教材費や検定料は自己負担)

▼場所 県母子家庭等就業・自立支援センター(松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル1階)

※公共交通機関をご利用ください。

▼申込方法 認め印(朱肉を使うもの)と次の書類を持って、福祉センター2階、子育て・健康課児童福祉係にお越しください。

【ひとり親家庭】ひとり親家庭医療受給者証か児童扶養手当証書
【寡婦】寡婦と分かる戸籍謄本

▼受付期間
8月17日(火)～31日(火)

※満1歳以上未就学児の託児もできます(住民税非課税などの場合は無料)。必要書類など詳しくはお問い合わせください。

問 県母子家庭等就業・自立支援センター
☎907-3200

電気を正しく安全に使おう

夏は水を使う機会が多い上に、暑さで汗をかきやすくなるため、感電事故が多く発生しています。



ぬれた手でプラグやスイッチを触ると感電するおそれがあります。急いでいても、電気製品を扱うときは必ず手を拭きましょう。



電気の安全使用に関する相談は、お気軽に下記までお問い合わせください。

四国電気保安協会愛媛支部 ☎943-3751